

市・県民税における 公的年金からの特別徴収（天引き）について

公的年金所得に対して課税される市・県民税は、公的年金から特別徴収されます。

《対象となる人》

公的年金所得に対して市・県民税が課税される人のうち、65歳以上（4月1日時点）の人

※遺族年金、障害年金は課税の対象とはなりません。

※年金特別徴収への移行は自動的に行われます。

《年金特別徴収の流れ》

市・県民税の額は6月に決定しますが、年金特別徴収は65歳を迎えた次の10月から始まります。そのため、それ以前に納期が来る分については普通徴収（納付書または口座振替で納付）での納付となります。課税対象者には、6月中旬に納税通知書を送付しますので詳細はそちらをご確認ください。

◆年金特別徴収が始まる年度

徴収方法	普通徴収		年金特別徴収		
	徴収月	徴収月	徴収月	徴収月	徴収月
徴収月	6月（第1期）	8月（第2期）	10月	12月	2月
税額	年金所得にかかる税額の		年金所得にかかる税額の		
	4分の1	4分の1	6分の1	6分の1	6分の1

◆翌年度以降

徴収方法	年金特別徴収（仮徴収）			年金特別徴収		
	徴収月	徴収月	徴収月	徴収月	徴収月	徴収月
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	前年度の年金所得にかかる税額の			（年金所得にかかる税額－仮徴収額）の		
	6分の1	6分の1	6分の1	3分の1	3分の1	3分の1

※4～8月の仮徴収は、年間の市・県民税の負担を均等にするために税額が正式に決まるまで仮の税額を年金特別徴収するものです。

《その他》

・公的年金以外に市・県民税が課税される所得がある場合は、別途納付が必要です。

例) 給与所得 → 給与特別徴収（天引き）

農業、営業所得、個人年金所得等 → 普通徴収（納付書による納付や口座振替）

〔 問い合わせ先 〕

大野市役所 税務課 市民税グループ（1階⑤窓口）

〒912-8666 大野市天神町1-1

TEL 0779-66-1111（内線 1309～1312）